

## 第 1 8 号議案

### 町の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、本市内の町の区域及び名称を別紙調書のとおり変更する。

平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日提出

亀岡市長 桂 川 孝 裕

別 紙

町の区域及び名称の変更調書

町	地 番	付 記
篠町浄法寺土井	48の1	
〃	48の2	
〃	48の3	
〃	48の4	
〃	48の5	
〃	48の6	
〃	48の7	
〃	48の8	
〃	48の9	

上記の土地を篠町広田一丁目に変更する。

備考 地番は、平成30年10月12日現在のものである。

## 町の区域及び名称の変更について

篠町浄法寺区域内の住宅開発に伴い、住民の利便性を向上し、地域コミュニティの形成を図るため、篠町浄法寺の一部の区域及び名称を変更すること。